

## 必要ない部位に放射線照射

# 後遺症賠償求め提訴

広島地裁

国立病院機構呉医療センター（呉市）でがんの放射線治療を受けた際、患部ではない小腸が照射されて炎症を起こし、食事ができなくなった。

（70）が同センターを運営する同機構（東京）に対し、慰謝料など約2800万円を求める訴訟を広島地裁に起こしたことが9日、分か

月、同センターで放射線治療を受けた。その後、腹痛が起きたため別の病院で検査したところ、小腸が変色しており、放射線性腸炎と診断された。小腸が機能を失って口からほとんど栄養が取れなくなり、24時間の点滴を余儀なくされたという。「健康な小腸の細胞に放射線照射して機能を喪失させたのは、医師の注意義務違反」と訴えている。

原告の代理人弁護士は「がん治療への信頼を大きく傷つける医療ミスだ」と主張。同センターは「係争中のためコメントできない」としている。（川村正治）

訴状によると、女性は子宮頸がんによる子宮の摘出手術後の2021年1〜2